

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 東北財務局長

**【提出日】** 平成25年 8月27日

**【会社名】** 株式会社幸楽苑

**【英訳名】** KOURAKUEN CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 新井田 傳

**【本店の所在の場所】** 福島県郡山市田村町金屋字川久保 1番地 1  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

**【電話番号】** 024 ( 943 ) 3351 ( 代表 )

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営企画室長 室井 一訓

**【最寄りの連絡場所】** 福島県郡山市田村町上行合字北川田 2番地 1

**【電話番号】** 024 ( 943 ) 3351 ( 代表 )

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営企画室長 室井 一訓

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2番 1号 )

## 1 【提出理由】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成25年6月19日開催の当社第43期定時株主総会の決議に基づき、平成25年8月27日開催の当社取締役会において、平成25年9月12日（以下、「割当日」という。）にストック・オプションとして新株予約権の割当てを行なうことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### （1）銘柄

株式会社幸楽苑平成25年度新株予約権（ストックオプション）

### （2）発行数

10,650個

### （3）発行価格

無償

### （4）発行価額の総額

未定

### （5）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 1,065,000株

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、または新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

当社が、新株予約権の割当日後に、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行しまたは自己の株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が資本金の減少、合併または会社分割、その他これらに準ずる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

当社は、行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合は、以後すみやかに通知または公告するものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成28年9月30日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。

新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	9名	1,700個
当社従業員	690名	8,800個
当社子会社取締役	2名	100個
当社子会社従業員	3名	50個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府第2条第2項に規定する会社の取締役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係  
当社の完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(14) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

上記 及び の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(15) 組織再編行為時における新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)に準じて決定する。

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。

再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(9)に準じて決定する。

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

再編対象会社新株予約権の取得条件

上記(10)に準じて決定する。

その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

(16) 新株予約権の割当日

平成25年9月12日

(17) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上